

平成31年第2回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成31年2月25日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	欠席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榑 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第7号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>日程第6 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は1番、2番をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>〈議案朗読〉</p>
<p>議 長</p>	<p>本件担当の14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>14 番</p>	<p>23日に調査しました。譲受人は会社員です。譲渡人は高齢のため、デイサービスを利用しており、数年前から譲受人が管理、耕作をしています。また、譲受人は申請地の隣接地を所有しており、父親と農業経営をしています。現地は現在、耕運している状態でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>12 番</p>	<p>譲受人は経営地を所有していますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>父親が所有する農地を家族で経営を行っています。</p>
<p>12 番</p>	<p>土地を所有していない場合でも農地の取得はできますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>譲受人は家族で同一の経営体となりますので、農地の取得が可能です。また、譲受人は担い手となるため、今後も農地の取得が考えられます。</p>
<p>14 番</p>	<p>下大谷沢地区は、耕作放棄地が増える傾向にあるので、譲受人のような担い手に集積していただいたほうがいいと思います。</p>
<p>13 番</p>	<p>父親の所有地が5,000㎡以下なので、要件を満たしていないのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在の経営地と取得予定の農地面積の合計が5,000㎡以上であれば、要件を満たします。</p>
<p>12 番</p>	<p>今現在、農地を所有していない状況で5,000㎡以上の面積の農地を取得することは可能ですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農地を全く所有していない方については、就農の手続きをする必要があります。相続等で農地を所有している方については、要件を満たすことで農地の取得が可能であると考えられています。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p></p>	<p>日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>

議 長	日程第3議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局 議 長	〈議案朗読〉 本件担当の14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
14番	申請地は智光山公園に近接しています。現在はきれいに管理されている状態でした。譲受人は譲渡人の娘であり、夫と子ども二人と暮らしています。
事務局	補足説明させていただきます。申請地は農振農用地の除外から始まっており、除外申請時は、譲受人とその夫と連名での申請でした。しかし、資金計画において、夫に融資が受けられない事象が発生したため、単独での申請に変更しています。また、申請地の東側に隣接した土地についてですが、隣接する道路の幅が中央から4m以下であるため、セットバック分として分筆されております。また、すでに寄付採納の手続きを終えています。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	日程第4 議案第7号 農用地利用集積計画（案）の決定について
事務局 議 長	日程第4議案第7号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
2番	〈議案朗読〉 本件担当の2番、14番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
14番	申請地は高萩南直売所の近くにある圏央道の側道を407号線から右折し500mほど進み、木の宮橋を渡り、左折したところに位置します。現在はネットで土地が覆われており、ブドウが栽培されていました。もう一つの申請地は、木の宮橋を南へ200mほど進み、停止標識のある交差点を左折し、80mほど進むんだところに位置します。こちらではブルーベリーが栽培されていました。借受人は貸付人の息子であり、ブドウ、ブルーベリー、梨を栽培しており、自営の直売所を営んでいます。
議 長	申請地は407号線から田木の交差点を南へ進み、パチンコ店を東に進んだところに位置します。現在は梨が栽培されていました。
2番	質疑がありましたらお願いします。
事務局	なぜ親子関係で農地の貸し借りが行われるのですか。
2番	おそらく、権利を持たなければならない理由があると思われます。詳細については把握しておりません。
2番	なぜ貸し借りがされるのか理由を後日教えてください。

事務局 議長 委員 議長	<p>わかりました。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消して ください。</p>
議長	<p>日高市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限により、7 番は退席をお 願います。事務局より 2 番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長 事務局	<p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>22 日に現地確認をしました。申請地は、旭ヶ丘のローソンを東へ進み、5 本目の道を南へ向かったところに位置します。現在は、耕運されている状態 でした。</p>
議長 委員 議長	<p>申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日 数は 300 日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業 者です。申請地は申請人の経営地と隣接しており、農地を集積して経営拡大 を目的としているものです。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消して ください。7 番は入室してください。</p>
議長	<p>日高市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限により、13 番は退席をお 願います。事務局より 3 番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長 事務局	<p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>22 日に現地確認をしました。1 つ目の申請地は、駒寺野新田のローソンを 東に進み、交差点を北へ向かったところに位置します。現在は、耕運されて いる状態でした。2 つ目の申請地は、鶴ヶ島市との市境にある土地で、こち らは高さ 30cm ほどの雑草が生えていました。</p> <p>申請人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の従事日数は 350 日、主にトマト、イチゴなどを栽培する農業者です。申請地は申請人の</p>

<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。 質疑がありましたらお願いします。 2 番と 3 番の案件はどういった経緯で利用集積をされていますか。 両案件は、土地所有者から農地の貸し出しの意向があったため、事務局が 近接する農業者へ利用集積しました。</p>
<p>12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長</p>	<p>利用権の種類はどのように決まりますか。 土地所有者と農業者との話し合いで決まります。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営 基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と いうことでよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消し てください。13 番は入室してください。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 5 議案第 8 号 農業振興地域整備計画の変更について</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 5 議案第 8 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題と します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>〈説明〉 お手元の議案・資料をご覧ください、質疑がございましたらお願いします。</p>
<p>7 番 事 務 局</p>	<p>1 種農地の事案はどれですか。 事案番号 1 番、4 番、6 番、7 番が 1 種農地と思われま。</p>
<p>7 番 事 務 局</p>	<p>2 種農地と 3 種農地を優先的に除外するのですか。 3 種農地、2 種農地の順に優先して除外をします。</p>
<p>7 番 事 務 局</p>	<p>1 種農地でも除外をすることはできますか。 1 種農地は原則転用不許可ですが、3 種農地と 2 種農地を所有せず、1 種 農地の例外規定が適用される場合などは除外が可能になります。</p>
<p>1 番 (推進委員) 事 務 局</p>	<p>1 種農地の転用案件はどのように土地が選定されていますか。 3 種農地、2 種農地が優先して選定されるよう、相談時から調整をしてい ますが、3 種農地と 2 種農地を所有していない場合や、1 種農地の例外規定 が適用された場合などは 1 種農地で土地が選定されます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑はございますか。 ありません。 何かご意見ございましたら 3 月 1 日までに事務局までご連絡ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 6 専決処分報告について</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第 6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

--	--

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印